

### Ⅲ－１ 道路の整備方針－（３）地区幹線道路2～5号、区画道路1号

#### <整備方針>

『親密感のある歩行者回遊空間』

地区内の回遊動線として街区との親密感を感じつつ、多様な空間の変化を楽しめる回遊性空間の形成

#### ○舗装について

- ・地区全体で舗装パターンの統一を図るとともに、他の道路施設（植栽樹、照明等）の配置についても連続性のあるものとする。
- ・官民の舗装パターンは、統一が図りやすく汎用性のあるものとするため、過去の造船所という地区の履歴より定盤をイメージしたグリッドパターンとする。
- ・舗装材は経済性に優れ、歩行者に親密感を与える色彩の平板ブロック材とする。
- ・ボーダー部ではグリーン系の透水性擬石平板ブロック（300×300）を用いる。
- ・一般部では落ち着いたグレー系の透水性擬石平板ブロック（300×300）を用いる。

#### ○植栽について

- ・四季の変化、落ち着き感を醸す落葉樹を植栽する。
- ・地区幹線道路2～5号は、周辺との親密感をもたせるため、葉が小さく明るい緑陰をつくる樹種として、トウカエデ等を植栽する。
- ・足もとの緑量の確保のため、低木のサツキツツジ（地区幹線道路2・3号）、ドウダンツツジ（地区幹線道路4号）、シャリンバイ（地区幹線道路4号の一部及び5号）、ピナンカズラ・フッキソウ（区画道路1号）を植栽する。（図－1 参照）
- ・歩道状スペースにはあまり大木とならない花木で、各通りで特徴の異なる樹種を選択することにより、地区全体で長い期間花を楽しめるよう配慮する。具体的な樹種としては、モクレン、サルスベリ、ハナミズキ等である。

#### ○照明について

- ・比較的ヒューマンスケールである幅員であるため、特に歩行者へ配慮した照明として歩車道兼用照明を設ける。
- ・地区幹線道路2～5号は、歩道の照度を確保するために歩道専用照明を設ける。
- ・歩車道兼用照明の車道側の光源は、高圧ナトリウムランプ、歩道側及び歩道専用照明の光源は、演色性が高いセラミックメタルハイドランプとする。



